

せいしん自動振込サービス規定

第1条 (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第2条 (振込指定項目の届出)

せいしん自動振込サービスのお取扱いにあたっては、予め振込期間・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届けください。当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第3条 (手数料)

この取扱いにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降の取扱いについて新手数料をいただきます。

第4条 (振込日)

振込日が休日の場合は、表記のご指定に従い処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、該当振込日の前日(暦にある日付)を振込日とみなし、且つその日が休日の場合は、表記のご指定に従い処理いたします。

第5条 (振込金額)

振込金額は、ご指定された金額といたします。

第6条 (引落指定口座からの引落し)

1. 引落指定口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定またはカードローン契約書(当座貸越契約書)にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、手数料についても振込の都度同様の方法により処理いたします。
2. 振込資金(手数料を含む)は、所定の振込日の前日までにご入金ください。引落指定口座の残高が振込日において振込金額に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。
なお、振込日に引落指定口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
3. 通信機器、回線の障害などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

第7条 (振込の取消)

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、契約者から組戻しの依頼があったものとみなし当該振込資金を振込資金出金口座に入金します。

第8条 (振込の取り止め、変更など)

振込を取り止める場合または振込の内容等を変更する場合には、振込日の前日までに当金庫所定の用紙で届出してください、なお、お届け前の振込については当金庫はその責任を負いません。

第9条 (解約)

1. この契約は振込期間の満了をもって終了いたします。
2. この契約は当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第10条 (規定の変更)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行なう旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上